

別 紙

答申第68号

答 申

## 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書のうち、別表に掲げる部分については公開すべきである。

また、「私傷病審査分科審議会意見書」及び「島根県教育委員会専門復職審査会意見書」を対象公文書に追加して改めて公開決定等をするべきである。

## 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成18年11月13日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があり、同年11月20日付けで補正書の提出があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容

平成 年 月から平成 年 月までの間で、「私傷病審査分科審議会」（島根県教育委員会専門復職審査会）が扱った書類、資料の全部及び同審議会へ提出された書面（類）資料等の全部の交付。（テープがあればそれも含む）

平成 年 月から平成 年 月での同審議会の会議録及びテープがあればその全部の交付

(3) この請求に対して、実施機関は同年11月17日付けで次のような決定を行った。

ア 対象公文書

平成 年 月から平成 年 月の間に開催された島根県学校保健体育審議会私傷病審査分科会（ ）及び島根県教育委員会専門復職審査会の資料及び会議録

イ 決定内容：非公開

ウ 公開しない理由

資料は、旧島根県情報公開条例（平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「旧条例」という）第9条第2号及び条例第7条第2号に該当し、個人が識別でき、特定の個人の権利を害するおそれがあるため。

会議録及びテープ収録は作成していないため。

(4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年11月22日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年12月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

## 3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書の非公開決定を取り消し、旧条例第9条により全部公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 「訴訟」のためであり、「訴訟」では相手方（被告）との「対等」を確保するのは当然であり、申立人の権利利益を保護するために公開を求めるのは当然である。

- イ 個人が識別されることはないし、個人の権利を害するおそれもない。あいまいで、憶測のことを言うのではなく、何がどのように識別されるのか、何の権利がどのように害されるのか等を具体的かつ客観的に証明、立証する責任が実施機関にはある。
- ウ 医学的判断などの自己情報の本人開示の権利を優先されるべきで、近年、カルテの本人開示は当然である。
- エ 本人についての職務上大いに関わっている判定が出される審査会での判定までの審議過程及び扱われた資料内容を知る権利があり、自己情報をコントロールする権利の保障に関わることで、個人情報の本人開示が保障されるべきである。
- オ 実施機関の密室化になってしまわないように公開すべきであるし、非公開が前提のものでも、それが非公開とする理由にはなり得ない。
- カ 公開による不利益が、非公開による利益を超えているとは全く言えないので、実施機関はこのことについても具体的かつ客観的に立証すべきである。
- キ 会議録が作成されていないというのは非常に変で、専門的、総合的に合議されるものであれば、逆にそれこそ記録が作成されていなければならないことである。実施機関での、そのようにした恣意的な非公開、情報隠しは許されない。会議録を作成していないというのは大変な不備であり、職務、公務である会合の記録欠如は職務怠慢につながるし、それを助長することでもある。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

##### (1) 対象公文書について

の私傷病により休職等をしている教職員の復職等に関する可否について審査をする機関が審査をする際に扱う次の資料を特定した。

学校長の意見書（時期によっては状況報告書）	公文書
主治医の診断書	公文書
担当委員の診断書	公文書
対象者の一覧	公文書

また、会議録については作成していないため、非公開決定とした。

##### (2) 旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号該当性について

復職の可否にかかわる判断をするため、個人の病歴や病状等医学的な内容の記載があり、個人が直接識別され、特定の個人の権利を害するおそれがあるため旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号に該当する。

校長意見書や診断書等の様式は審査機関の設置要領等で定め、例規集等に掲載しているし、審査会の開催日時も年度当初に關係課を通じて各学校に通知しており公になっている。また、復職審査の状況については年度ごとに統計をとって印刷物にまとめており、単年度で復職審査を受けた人数や復職した人数など統計的な数値は公にしている。このように、実施機関としては公にできるものはしていると考えている。

請求の対象となった公文書に記載されている内容については、個人の病気に関するものであり一体的な情報であると考え、部分公開については細かく検討していない。

##### (3) 会議録の不存在について

復職審査に当たっては、提出された資料により審査委員が専門的、総合的にすべての委員の合議により判断するものであるため、作成していない。

医師の診断書に基づき、所属長の意見を踏まえて総合的に検討した上で復職等の可否を合議により判定している。その審査段階で個々具体的な委員の発言をありのまま

に記録する必要はないと考えている。

なお、逐語で記録した会議録は作成していないが、判定結果については審査委員長が判定結果を記入し、委員長及び他の委員が確認し押印した意見書を残している。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、の私傷病により休職等をしている教職員が復職等をする場合に、その可否を審査する機関が扱った書類及び会議録である。

### (3) 旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号該当性について

#### ア 公文書

本件対象公文書には、氏名、住所、年齢、学校名、校長名などの他に、家庭の環境、日常生活（対人関係）、本人・家族の希望意見、同僚の意見、校長の意見など復職等の判定の参考となる情報が記載されている。これらの実質的な記載内容については、通常他人に知られたい機微な情報であって、本人の人格に密接に関わる情報であると認められることから、特定の個人を識別することができる情報を除いた残りの部分についても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号本文に該当する。また、当該部分は、その内容及び性質から、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

#### イ 公文書 及び

本件対象公文書には、氏名、住所、生年月日、年齢、所属名などの他に、病名、既往症（）、現在までの経過、復職等についての意見、医師名、医療機関名など復職等の判定の基となる情報が記載されている。これらの実質的な記載内容については、医療機関のカルテに準じる内容であり、個人の心身に関する情報であって、本人の人格に密接に関わる情報であると認められることから、特定の個人を識別することができる情報を除いた残りの部分についても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号本文に該当する。また、当該部分は、その内容及び性質から、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

#### ウ 公文書

本件対象公文書は、特に様式について定めはなく、審議会が開催される毎に、対象者の一覧が作成されており、時期によって少しずつ記載項目が異なる。

一覧表の情報は、当該対象者についての一体的な情報であると認められる。

また、一覧表に記載された内容については、個人の心身の状態と密接に関連する情報であると認められることから、特定の個人を識別することができる情報を除いた残りの部分についても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号本文に該当する。また、当該部分は、その内容及び性質から、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

(4) 部分公開の適否について

旧条例第10条及び条例第8条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは当該部分を除いた部分を公開しなければならないとし、ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りでない、としている。

そこで、各対象公文書について部分公開の適否を以下検討する。

ア 公文書、及び

本件対象公文書から非公開情報に該当する部分を除くと、表題、項目、枠などの様式部分しか残らず、これらの情報が客観的に有意な情報であるとは認められない。したがって、旧条例第10条及び条例第8条第1項ただし書きにより、部分公開をする必要はないものと認められる。

イ 公文書

本件対象公文書から非公開情報に該当する部分を除くと、表題、項目、枠などの様式部分のほかに、日時、場所、番号、件数などが残る。本件対象公文書は様式の定めがないため、公開することによりこれらの項目が明らかになることから有意な情報であると認められ、旧条例第10条及び条例第8条による部分公開を行うべきである。

(5) 会議録の不存在及び公文書の特定について

実施機関は、逐語で記録した会議録はその必要性がないため作成していないが、結果がわかるものとして判定結果を記入し、委員長及び各委員が確認し押印した意見書を作成していると説明している。この意見書については、当初決定において本件請求の対象公文書として実施機関が特定していなかったものである。

当審査会において、この意見書を見分したところ、要領等に定められた様式であり、日付、学校名、職名、氏名、性別、年齢、判定、各委員の認印、委員意見、摘要欄が設けられ、「私傷病審査分科審議会意見書」または「島根県教育委員会専門復職審査会意見書」として対象者毎に作成されていた。

このように、会議の結果については別の公文書としてまとめられており、会議録を作成する必要がないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

しかし、この審議会意見書は、請求内容の「・・・審議会及び・・・審査会が扱った書類」に該当するものと認められ、本件請求の対象公文書として特定すべきであると判断する。

(6) 個人情報保護制度に関する異議申立人の主張について

異議申立人が、3の(2)のウ及びエで主張する内容は、個人情報の本人開示に関するものであり、個人情報保護条例により判断されるべきものであると考える。

当審査会は、情報公開条例の解釈に基づき判断を行う機関であり、個人情報保護条例に関する適否については判断を行わない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

(1) 決定通知書の記載及び公文書の特定について

実施機関は、公文書非公開決定通知書の「公文書の件名」を包括的に記載し、具体的な公文書の名称や種類等を公開請求者に示していない。

公開請求者は、実施機関が実際にどのような公文書を管理しているか具体的な公文書の名称はわからないため、請求時点で公文書公開請求書の記載が包括的となる

のはやむを得ない。

しかし、実施機関が請求の対象となる公文書を特定し公開等の決定を行う際には、公文書の件名を明示し、公開請求者に対してどの公文書を特定したかわかるようにして通知することが必要である。そうすることにより、公開請求者が、請求した内容に合致する公文書が対象として特定されているか否かを確認することができ、非公開理由の記載とあわせて、公開請求に対して実施機関がどのような判断をしたかを知ることができるのである。

また、実施機関の当初決定時における公文書の特定がかなり限定的である。実施機関においては、請求内容を吟味し、管理している公文書の中から請求の対象となる公文書の特定を慎重に行うことが求められる。

(2) 部分公開の検討について

実施機関は、本件請求に対する決定を行うに当たり、部分公開についての検討を行わずに対象公文書を全て非公開としている。

しかし、前述のように各公文書について個別に検討をしたところ、条例第7条各号に該当する非公開情報を除いて部分公開が可能な公文書も存在した。

また、非公開情報を区分して除いた残りの部分に有意な情報がないと認められる場合で部分公開を行わない時は、その理由を公開請求者に対して説明するとともに、必要に応じて情報提供を行うことが必要である。

(3) 実施機関には、上記(1)(2)の指摘を踏まえ条例の原則公開の基本理念を尊重し、情報公開制度を適正に運用することを望みたい。

別表

対象公文書	公開すべき部分
対象者一覧表	枠、項目部分、表題、日時、場所、番号、審査総件数、区分、審査番号、担当課の別

( 諮問第 7 2 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 1 月 1 0 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 1 9 年 3 月 1 2 日	異議申立人から意見書を受理
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 1 年 1 月 2 2 日 ( 審査会第 2 回目 )	実施機関から意見陳述
平成 2 1 年 2 月 1 9 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 1 年 3 月 1 9 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 1 年 4 月 2 3 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 1 年 5 月 1 4 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 1 年 6 月 5 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	